# 「緊急小口資金特例貸付」の流れ

(1) 書類(①借入申込書②借用書③重要事項説明書④申ጏ	立書)の取得方	ī法
------------------------------	---------	----

- 口高浜市社会福祉協議会ホームページからダウンロード
- □自立相談支援センター(いきいき広場2階)に来所し書類を受け取り

#### (2) 必要書類の準備

## ●必要書類一覧

- 口住民票(世帯全員/本籍地/原本/発行3ヵ月以内)
- □申請者名義の通帳、またはキャッシュカード(写)※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分の写し
- □本人確認書類 ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須
  - ア 運転免許証(住所変更している場合は両面コピー)
  - イ 健康保険証(お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー)
  - ウ マイナンバーカード (保護ケースに入れたまま表面のみコピー)
  - エ パスポート (顔写真のページ、所持人欄 (現住所の記載) のページの コピー)

#### 【外国籍の方は必須】

在留カード(特別永住者証明書)(住所変更している場合は両面コピー)

## (3) 申込書の記入・押印

●ご記入・押印いただく書類

- □借入申込書(緊急小口資金特例貸付借入申込書)
- □借用書(緊急小口資金特例貸付 借用書)
- □重要事項説明書(緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書)
- □申立書(収入の減少状況に関する申立書)

#### ●ご記入いただく際の注意事項≫

- ・記入例を参考に記入・押印ください。
- 黒ボールペンで記入ください。
- ・必ず申込人が自筆・記入ください。
- ・訂正は二重線(→→)を引き、訂正印を押印した上、余白に記入ください。

(4)送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、下記にご郵送ください。

宛名:高浜市社会福祉協議会 2階 自立相談支援センター

住所: 〒444-1334 高浜市春日町五丁目165

- ※郵送料は申請者のご負担となりますのでご了承ください。
- (5) 高浜市社会福祉協議会にて申込書の確認、愛知県社会福祉協議会へ申請書類等を 郵送
  - ※申込書類に記入や書類の漏れ等不備が無ければ、県社協へ郵送します。
  - ※申込書類に記入や書類の漏れ等不備があった場合は、不備の箇所がわかるようにして、本会から申請者へ書類を返送します。不備の箇所を修正の上、再提出していただきます。
- (6) 愛知県社会福祉協議会にて申込書類の点検・決定・貸付金の資金交付

愛知県社会福祉協議会で申込書類の点検後、貸付金の決定・資金交付を行います。

※愛知県社会福祉協議会の申込書受理日から2週間後程度に送金されています。 今後、お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

## 問い合わせ先

自立相談支援センター こころん 電話0566-54-5563